

学事第1488号  
令和3年2月5日

各学校法人理事長  
各私立小・中・高等・特別支援学校長 } 様

埼玉県知事 大野 元裕  
(公印省略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態  
宣言の期間延長に伴う私立学校の対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

令和3年2月2日、国は1都3県を含む10都県を対象に緊急事態宣言を3月7日まで延長することを決定しました。これを受け県立学校においては、別添の県立学校宛て通知のとおり対応することを決定しました。併せて、埼玉県教育委員会教育長から各市町村教育委員会に対して別添の市町村教育委員会宛て通知のとおり必要な措置を講じるよう要請しました。

県内の私立学校においても、連日、複数の感染者が発生しており、感染症対策の更なる徹底・継続が必要な状況となっています。

つきましては、各私立高等学校及び特別支援学校におかれては、県立学校と同様の措置を講じるよう要請します。

また、学校内の生徒寮において、感染拡大の事例が複数報告されています。寮内での感染防止対策を徹底してください。

併せて、各私立小・中学校におかれては、市町村教育委員会宛て通知を参考に実情に応じ必要な措置を講じるよう要請します。

【参考】別添通知

○県立学校宛て通知

令和3年2月4日付け教高指第1992号「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言の期間延長に伴う県立学校の対応について（通知）」

○市町村教育委員会宛て通知

令和3年2月5日付け教義指第935号「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言の期間延長に伴う市町村立学校の対応について（通知）」

総務部学事課  
高等学校担当  
電話 048-830-2558